

# 保険金支払債務の履行遅滞

竹 瀨 修

## 目 次

### はじめに

1. 最近の2つの判例
  - (1) 最判平成9・3・25民集51巻3号1565頁
  - (2) 福岡高判平成16・7・13判タ1166号216頁
2. 保険金支払債務の法的性質と履行期
  - (1) 保険金支払債務の法的性質
    - (a) 不確定期限付き債務説
    - (b) 期限の定めのない債務説
    - (c) 約款規定を含めた解釈
  - (2) 履行時の事実確認・調査の位置づけ
3. ドイツ法
  - (1) 保険金支払時期に関する保険契約法の規定
  - (2) 保険契約法11条と必要な調査
    - (a) 総 説
    - (b) 必要な調査
    - (c) 約款規定
    - (d) 警察の捜査と履行期の関係
    - (e) 不必要な調査と支払拒絶
4. 疑問のある事案の調査と迅速な保険金支払
5. 調査期間の問題

## はじめに

保険事故が発生し、保険契約者側が保険事故発生の通知および保険金請求をしたが、その事故に関し警察当局の捜査が行われ、犯罪が関わっている否かなどその結論が未だ出ていない段階において、保険約款所定の保険金の支払時期（後述のように、保険金請求手続から5日や30日）が経過し

たときに、保険者は、履行遅滞の責任を負うか否か。

保険者は、発生した保険事故に対して正しく保険金を支払うべき立場にあるから、その事故が保険契約所定の要件を満たしているかどうか、保険者免責事由等に該当しないか、確認する必要がある。警察当局が問題の事故に関心を持って捜査を継続しているときは、その事故が故意に招致されたことがありうるのであり、その事実が明らかになれば、保険者は、たとえば、生命保険では、保険金受取人による被保険者故殺、火災保険では、被保険者の放火という故意の保険事故招致による保険者免責を主張することができる。このような場合、保険者は、事故について自らも当然に調査をするであろうが、捜査権限のない民間の会社がたとえ保険契約関係者に関わることでありとしても、プライバシーにも深く関係する事情について短期間に詳細な調査をすることには、時間と費用の両面での限界があるから、警察当局の最終的な判断を待って保険金支払の判断をしたいと考えることもあろう。後に保険契約者側の犯罪の事実等が明らかになり、本来は保険金を支払うことを要しないと判明しても、先に保険金が支払われてしまうと、その費消により、保険者がその保険金相当額を取り戻すことは難しい場合が十分に考えられるからである。保険約款所定の比較的短い支払時期の到来によって、画一的に保険者が履行遅滞の責任を負うとすると、その約款規定は、正確な保険金支払よりは、迅速な支払を優先する方向へ保険者に強い圧力をかけることになる。

他方、保険契約を締結する通常の保険契約者の立場からすれば、保険事故発生後、その保険金が迅速に支払われることは、保険契約者側の経済生活の再建に早期に貢献し、保険の効用をより高める結果になる。この意味で、保険者が保険事故に関する事実の確認・調査を速やかに終えて迅速に保険金を支払うことは、大変望ましく、多くの通常の事例には、それが義務とされるべきことは当然であろう。しかし、疑義のある場合にまで、その迅速な保険金支払の期待が正確な保険金支払の要請に当然に優先すると考えるべきかどうかは問題である。

実際の保険約款の規定を見ると、この点に関する配慮が見て取れる。すなわち、保険金の支払時期について、生命保険の約款では、通例、「保険金、年金、給付金は、事実の確認のためにとくに時日を要する場合のほか、前項の必要書類が会社の本店に到達してから5日以内に会社の本店または支社で支払います。」などと定められる。一方、火災保険の約款では、「当会社は、保険契約者または被保険者が第 条（損害発生の場合の手續）の規定による手續をした日から30日以内に、保険金を支払います。ただし、当会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」などと定められるのが通例である。いずれの約款条項も、事実の確認ないし必要な調査に時日がかかるときには、約款所定の5日や30日の期間を過ぎてから保険金を支払うことを予定していると思われる。

この支払時期を超えて、保険事故に関わって警察当局が捜査を継続中である場合、この約款条項にいう「事実の確認のためにとくに時日を要する場合」や「この期間内に必要な調査を終えることができないとき」に該当し、保険者が捜査の結論を待っている間は、履行遅滞の責任を負わないのかどうか。本稿では、この問題について保険者の履行遅滞責任を認めた最近の2つの重要判例を手掛りとして、検討を深めたい。

## 1. 最近の2つの判例

### (1) 最判平成9・3・25民集51巻3号1565頁

【事案】昭和59年12月26日にA会社がY<sub>1</sub>損害保険会社との間で本件建物と商品（ロールスロイスの自動車）の火災保険契約を締結し、また同年9月22日にはすでにY<sub>2</sub>損害保険会社との間で本件建物の火災保険契約を締結していたところ、翌年1月3日の火災により建物・商品が焼失した。警察は、A社代表取締役Bを本件放火事件の有力容疑者として、昭和60年7月18日に別件逮捕し、放火についても取調べをしたが、結局、

被疑者不詳のまま平成4年1月2日に公訴時効が完成した。A社の保険金請求権を転付命令により取得したX信用組合は、Y<sub>1</sub>らに対して保険金およびその遅延損害金の支払を求めた。

【判旨】 一部破棄自判，一部棄却。

「保険契約者の側における義務は保険料の支払によりすでに履行されているものであり、また、損害の発生後そのてん補がされないまま日時が経過するときは、被保険者の損害の範囲が事後的に拡大することも想定されるから、それらの事情にかんがみれば、保険会社側の損害てん補の義務は、損害発生後、遅滞なく履行されることが期待されているものといわなければならない。

もっとも、保険金の支払に当たっては、これに先立って、保険会社において損害の範囲の確定、損害額の評価、免責事由の有無等について調査を行う必要のあることは、当然予想されるところである。したがって、このような保険制度に内在する手続き上の必要を考慮すれば、保険契約者等から保険金支払の請求がされた後も、調査のために必要な一定期間内は保険会社が保険金支払いについて遅滞の責めを負わないとすることにはそれなりの合理性があり、その旨を約款で定めたとしても、その期間が調査のために通常必要とされる合理的な範囲内であって、これにより被保険者が損害発生後遅滞なく損害のてん補を受ける利益が実質的に害されない限り、その規定は有効なものといわなければならない。約款22条本文は、同17条の規定による手続をした被保険者から30日の期間を猶予期間として定めているが、右の事情に照らせば、この条項はまさにこの趣旨を定めたものとみることができ、そのことからすれば、約款22条本文は、右猶予期間の経過により保険金支払いの履行期が到来することを定めた保険金支払時期についての約定と解することができる。

他方、約款22条ただし書は、保険会社が右猶予期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払う旨を定めている。しかし、右ただし書の文言は極めて抽象的であって、

何をもって必要な調査というのかが条項上明らかでないのみならず、保険会社において必要な調査を終えるべき期間も明示的に限定されていない。加えて、保険会社において所定の猶予期間内に必要な調査を終えることができなかつた場合に、一方的に保険契約者等の側のみに保険金支払い時期が延伸されることによる不利益を負担させ、他方保険会社の側は支払期限猶予の利益を得るとするならば、それは前判示の損害保険契約の趣旨、目的と相いれないところである。したがって、保険契約者等が調査を妨害したなど特段の事情がある場合を除き、保険金支払時期の延伸について保険会社が全く責めを負わないという結果を直ちに是認すべき合理的理由を見いだすことはできない。以上を勘案すれば、同条ただし書は、これ自体では保険契約者等の法律上の権利義務の内容を定めた特約と解することはできず、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合にあつても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するほかはない。そうすると、危険防止のために被災現場への立ち入りが制限されていたなど、保険会社と保険契約者等のいずれの責めに帰することもできない理由により猶予期間内に所要の調査を終えることができなかつた場合にも、保険会社は、保険金に猶予期間経過後の遅延損害金を付して支払わなければならないことになるが、先に判示したところに照らせば、むしろ、このように解することが、当事者間の衡平にかなうとともに、損害保険契約における双方当事者の意思に沿うものというべきである。」

【検討】 本件判決は、火災保険普通保険約款の損害発生手続から30日以内に保険金を支払う旨の定めは、保険金支払債務の履行期を定めたものであり、保険者がその期間内に必要な調査を終えることができなかつた場合でも、その期間経過により保険金支払債務の履行滞滞の責任を負うとした著名な判決である。ここでは、明らかに、保険契約者が迅速に保険金の支払を受ける利益が優先されている。従来の裁判例では、これほど明確に保

険契約者側の利益を優先したものは見られなかった<sup>1)</sup>。この点に本判決の重要な特色があると同時に、本判決は最高裁判例であり、実務への影響が大きいと考えられる。

かかる判断に到る重要な理由として、保険者の調査が必要であるとしても、それがいつまでかかるのか不明な状況では、保険契約者側が一方的に不利益を被るとい点が指摘されている。確かに、何の問題もない事案について、保険者が保険金支払に関して何らかの理由を付して調査を要するとし、その支払を不合理に引き延ばすおそれも考えられる。その際に、保険契約者側が有効な対処方法を有するならば、保険契約者側が一方的に不利益を被るとはいい難いが、一般には、専門家としての保険者が疑問を持って調査をしているという場合、事情に通じない保険契約者側が効果的な対処方法を有しないことが考えられる。また、調査の必要という一般的な理由で、30日を超える調査期間が容易に認められるならば、保険者は、保険金支払実務において緊張感を失い、保険者側のモラルハザードを生じさせるおそれも考えられる。その意味で、本件判決が、約款所定の30日の期間を重視する解釈をすることにも相当の合理性が認められる<sup>2)</sup>。

もっとも、現在の保険会社の実務では、通常は、30日の期間内に迅速に保険金が支払われているようであり、問題になるのは、やはり放火などによる保険契約者側の不正請求が疑われる事案である。これについて、警察の捜査が継続中の場合に、30日の期間を遵守して保険金支払の判断を保険者に迫るのは、困難が伴わざるを得ないであろう。そこで、保険者が合理的期間内に必要な調査を行っていることを立証する責任を負い、それが証明できないときは、履行遅滞の責任を負うと解する見解がある<sup>3)</sup>。この立場によれば、捜査継続中であるときは、保険者もお調査を要すると思うのが通常であろうし、警察にも知られていない確証などがある場合は格別であるが、そうでないときは、その捜査の結果を待つことができると思われる。被保険者が刑事捜査の対象となっている場合に、しかも刑事訴追があったときは、保険者がその相手に対して保険金を支払うという判断は、

実際には困難であろうからである。

しかし、上述の合理的期間内の調査であることの立証責任を保険者に課す見解の主張者は、捜査継続中あるいは刑事訴追があったというだけでは保険者の調査が必要とはいえないともいわれ、刑事判決確定や公訴時効のときまで待つのは、保険契約者に過度の不利益を課すので妥当ではないといわれる<sup>4)</sup>。そうだとすると、保険者が捜査当局の態度決定を待たずに、どの段階で判断すべきであるのか、必ずしも明確ではなくなり、結局、30日経過の段階で保険者が判断することを求められ、実質的に本件判決の立場とそれほど大きくは異ならなくなるようにも思われる。本件判決の立場によれば、「保険会社としては、保険契約者等による放火が疑われる場合など、免責事由の存否が問題となる事案においては、従前のように漠然と捜査機関による捜査の結果を待つことは許されず、保険金支払請求に応ずるかどうかを自ら積極的に判断すべきこととなる。そして、免責事由があると判断する場合には、結果的に免責事由の存在が証明できなかったときには遅延損害金を含めた金額の支払を余儀なくされることを十分覚悟した下で、保険金の支払を拒絶すべきこととなる。」<sup>5)</sup>

(2) 福岡高判平成 16・7・13 判タ1166号216頁

【事案】 医療法人Xが、Y生命保険会社との間で、X代表者の妻で、副理事長であったAを被保険者とする生命保険契約を締結していたところ、平成12年5月28日、AがXの看護部長をしていたCら3人とドライブに出かけた帰途に右約45度急カーブのガードレールの間隙2.5メートルから80メートル崖下の海岸に車ごと転落し、全員死亡した。ブレーキをかけた形跡がなく、路肩までの0.7メートルの盛土を削り取って急斜面の崖下に転落し、運転席のCは、若干のアルコールが残って、上半身半裸の状態であった。Xが保険金受取人となっていた保険契約が、Aを被保険者として15社、普通死亡保険金総額39億6300万円、災害死亡の場合の保険金総額55億9204万8000円、年間支払保険料総額5170万円余で

あった。その他にも、死亡した看護部長 2 人にも 3 億円の普通死亡保険金、4 億 1 千万円の災害死亡保険金、X 代表者を被保険者とする 13 社の普通死亡保険金総額 35 億 5808 万円、災害死亡保険金総額 57 億 2312 万 8000 円、年間支払保険料総額 1 億円弱であった。これらの生命保険契約は、X の事業拡大に伴い、借金の増加や金融機関からの要請等、その理由があり、X の経営状況も問題なく、高額な保険料を十分に負担できた。X の保険金支払請求書類は、平成 12 年 6 月 20 日に Y に到達した。

この事故後、間もなくマスコミが保険金疑惑としてこの事件を取り上げ、警察は、平成 12 年 10 月 13 日、運転者 C の業務上過失致死事件として K 地検に送致したが、平成 13 年 2 月 27 日国会の法務委員会でも取り上げられ、捜査の現状についての質問に対して、検察は未だ結論を出していないと答弁した。K 地検は、平成 13 年 7 月 26 日、C の業務上過失致死事件として被疑者死亡により不起訴処分とし、マスコミ報道に対して、次席検事が、保険契約とは無関係であることが明らかになったと発表した。マスコミの疑惑報道に対しては、X やその代表者が損害賠償、謝罪広告の掲載を求める訴訟が提起され、地検の発表後、その請求を認容する判決が相次ぎ、マスコミ各社も謝罪する文書を差し入れた。

Y は、平成 13 年 9 月 28 日、K 地検に対し、保険契約とは無関係と判断した根拠などについて弁護士照会したが、10 月 16 日付けで照会には応じかねると回答された。Y は、死亡保険金 3 億円と平成 13 年 10 月 25 日から支払日までの遅延損害 252 万 2880 円を、12 月 13 日に支払ったが、災害死亡保険金については、その要件充足が認められず、重過失があるとして支払を拒絶し、他の保険会社とともに、調査会社に事故原因等の調査を依頼したり、自動車工学の専門家に事故状況や転落原因の鑑定を依頼するなどした。本件保険契約に適用される約款には、「保険金等の支払金は、必要な書類が会社の本社についた日の翌日から起算して 5 日以内に、会社の本社又は会社の指定した支社で支払います。ただし、調査が必要なときは、5 日を過ぎることがあります。」と定めていた。Y は、最終



的に、K地検から回答書を受領した平成13年10月19日から5日を経過した時点から遅滞になるとして控訴した。

【判旨】 控訴棄却。

「本件約款のただし書の文言は極めて抽象的かつ曖昧であって、何をもって必要な調査というのが明らかにされていない上、当該調査のために必要な期間についても全く言及するところがない。

それにもかかわらず、本件約款について前記イのような解釈（必要な合理的調査期間中は保険会社は遅滞に陥らないとする解釈＝筆者注）をするときは、調査の必要性の有無、調査の方法及び内容、調査に要する期間などについての判断権を専ら保険会社に与えるということになり、その結果、保険契約者や保険金受取人からすれば、いたずらに保険金の支払が延伸させられる危険を背負い込むことになりかねない。保険会社は、調査の結果、免責事由の存在などが判明すれば保険金支払債務そのものを免れるのであるが、たとえ支払い拒絶事由のないことが明らかとなったときにも、遅延損害金の支払債務を免れることになるというのであれば、保険会社は安心して十分に時間をかけて調査を尽くすであろうからである。このような結果は、明らかに保険金受取人等の正当な期待に反し、一方的に保険金受取人等の側に不利益を負わせることにほかならず、他方で、保険会社の側は支払期限の延伸による利益を得るのであって、当事者間の衡平を著しく損なうとともに、契約当事者の合理的な意思にも反するものというべきである。

したがって、保険契約者や保険金受取人等が調査を妨害したなど特段の事情がある場合を除き、いかに免責事由の存否等について調査が必要であったとしても、それに伴う保険金の支払時期の延伸に関し、保険会社がこれに対する遅延損害金の支払義務を全面的に免れるという結果を是認することはできない。」

「次に、調査の必要性の有無、調査の方法及び内容、調査に要する期間などについての第1次的な判断は保険会社がするにしても、その点の

最終的な判断権は裁判所に委ねることが前提にされているとした上で、本件約款のただし書を同本文と相俟って、保険金の支払時期についての特約を定めたものと解する余地はないかを検討するに、調査の必要性の有無を判断するためには、必然的に保険会社が保険事故や保険請求に対して抱いた疑念の当否を検討することにならざるを得ないが、それは必ずしも簡単なことではないし、また、調査の方法及び内容、さらには調査に要した期間の当否を判断するというにしも容易なことではないのであり、そのようなことでは、わざわざ約款に規定する意義が乏しいということにもなる。

そうすると、甚だ微妙なところではあるが、やはり本件約款の本文が保険金支払いの猶予期間を定めたものであり、同ただし書は、保険会社と保険契約者等との間の法律上の権利義務の内容を定めた特約ではなく、保険会社において、所定の猶予期間内に調査を終えることができなかつた場合であっても、速やかにこれを終えて保険金を支払うべき旨の事務処理上の準則を明らかにしたものと解するのが相当である。この点において、……火災保険契約の約款の解釈につき、その30日の経過により保険金支払いの履行期が到来することを定めたものであり、保険会社は、その期間内に必要な調査を終えることができなかつたとしても、期間経過後は保険金の支払いについて遅滞の責めを免れないとした前記最高裁判決の判示は、本件約款の解釈においても妥当するものといえることができる。なお、生命保険の場合に、支払の猶予期間が支払請求から5日と損害保険の場合に比して極端に短いのも、その対象とされる保険事故が被保険者の死亡という簡明な事実にかかることによるものと解することができる。」

【検討】 本判決は、警察の捜査が継続中であっても、生命保険約款のとおり、保険者の保険金支払の履行遅滞責任は、保険金請求の必要書類が保険会社に到着後、5日をもって発生するとした。これは、上記最高裁判決の強い影響下にあるといえる。その判示内容も、多くを最高裁判決の論旨

に拠っている。これまでの判決例では、上記最高裁判決と同様に、5日経過後の調査期間についてこれほどまでに厳格な考え方を示すものは見られなかった<sup>6)</sup>。

しかし、本判決も相当に気にしているように、生命保険約款の中身は、火災保険約款のそれとはかなり異なっており、本件判決の見解は、火災保険の場合以上に保険者に困難を強いる結果を招き易くなっている。そのことは、本件判決の解釈によれば、まず第1に、疑問のある案件についても、保険金請求手続から5日以内に、保険者は判断をしなければならず、ほとんど実質的に調査に及ぶ時間がないことから理解できよう。保険金受取人ないし保険金請求権者から必要書類の提出をもって保険金請求がなされた場合、その書面や事実関係の真偽を含めて疑問を持った事項について調査して判断しなければならないが、医療機関に問い合わせ、関係者に面談したり、証言を取り、証拠を確保するだけでも5日の期間は容易に過ぎるであろう。旅行先で事故に遭うなどした場合、海外の医療機関の診断書が提出されることになるが、その中身に疑問があるとき、これに対する正式の回答を得るだけでも容易に5日間は過ぎるのが通例であろう。本判決も支払判断に使用できる時間が5日間と「極端に短い」のは、保険事故が被保険者の死亡という簡明な事実であることから可能になっていると理解している。生存の事実さえ確かめれば済むいわゆる満期保険金の支払いや重篤な疾病による長期間の治療後の死亡による死亡保険金の支払いなどは、その保険事故の事実は簡単に明らかになり、とくに調査を要することなく、短時日で保険金の支払いが可能である。しかし、死亡原因やその他の事情から不審な点が浮かんだ場合、保険者は、当然、それを解明する必要に迫られる。保険事故が死亡という比較的簡明な事実であっても、その出来事が起こった原因が問題であるときは、調査に時間を要することは明らかである<sup>7)</sup>。生命保険において、しばしば問題になる告知義務違反の問題も死亡原因にかかわる。また、最近の生命保険契約は、多様な特約が併せて締結されることが多く、災害死亡、傷害、疾病、高度障害など、保険事故が

簡明な事実ばかりではない。本判決の事案でも、災害死亡保険金の支払が問題になっている部分がある。この場合には、いうまでもなく、急激かつ偶発的な外来の事故で、いわゆる分類提要のうち約款所定の別表の出来事に該当するものを指す。必ずしも単純な死亡のみを保険金支払いの対象にしているわけではない。

加えて、損害保険の約款、たとえば、火災保険普通保険約款には、保険契約者または被保険者が保険金の請求に当って正当な理由なく、その手続に違反または「提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、当会社は責任を負いません。」といった保険者免責条項によって適正な保険金請求手続が行われるように担保する規定も存在するが、通常、生命保険の約款にはこのような条項はない。保険契約者側が事実の確認に協力するまで保険金等を支払わない旨の規定があるのみである。たとえば、「事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金、年金、給付金の受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金、年金、給付金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。」という規定が設けられる。これは、保険者免責の定めではなく、したがって、協力がなくても、保険金受取人が保険金請求権を失うという効果はなく、事実の確認のために保険契約者側の協力を求めるため、その協力が得られるまで保険給付を履行しないでよいとする規定にすぎない。生命保険約款の保険金支払時期に関する規定は、これらを含めて解釈されるべきであろう。

## 2. 保険金支払債務の法的性質と履行期

### (1) 保険金支払債務の法的性質

わが国の学説は、保険金支払債務の履行期および履行遅滞になる時期を

理論的にどのように考えてきたのであろうか。まず、特約のない場合、つまり約款で規定していない場合について検討してみよう。

商法上、保険金支払債務の履行期については、とくに定めがない。このため、まず、保険金支払債務（以下、保険金債務と簡略化することもある）について民法412条2項の不確定期限付き債務と解するか、同条3項の期限の定めのない債務と解するかによってその履行期にも差異が生じることから、見解が分かれる。

(a) 不確定期限付き債務説

保険金支払債務は、「期限」を全く定めていないものではなく、不確定期限付の債務であると解する見解がある<sup>8)</sup>。保険金債務は、保険契約所定の保険事故の条件が成就したときに直ちに期限が到来すると定められたものとして、不確定期限のある債務と解すべきであるという。これによれば、履行期は、民法412条2項により、原則として債務者たる保険者が保険事故の発生（期限の到来）を知ったときになる。ただ、損害保険では、保険事故の発生を知っただけでは具体的な履行はできず、損害の査定等によって債務の中身が確定して初めて履行が可能になるので、保険金債務の履行期は、債務発生の時期とは異なり、保険者が被保険者の損害の発生とその損害額を知ったときであるとされる。生命保険契約の場合であれば、被保険者の死亡または一定時期における生存の事実、すなわち生命保険契約の保険事故が発生し、これを保険者が知ったときに、履行期になると解される。通常、保険者が保険事故の発生を知るのは、保険契約者側から通知を受けてからになるため、保険事故の発生のみで履行期になることは少ないといえよう。その意味では、この立場でも、通常は、保険金請求権者が保険者に保険事故の発生を通知してはじめて保険金支払債務の履行期になると解される。しかし、細かく見れば、保険事故の発生によって保険金請求権が具体化したときには、その通知や保険金請求がなくとも、その事実を知った以上、保険者が保険金支払義務を履行しなければ当然に遅滞に陥るといふ点に、やや現実的でない面が残る<sup>9)</sup>。

(b) 期限の定めのない債務説

これに対して、商法が保険金債務の履行期について定めをおいていないことから、一般には、期限の定めのない債務と解する見解も多い<sup>10)</sup>。履行期について約定がなければ、保険者は、保険事故発生後、履行の請求を受けたときから遅滞の責任を負うと解される（民412条3項）。期限の定めがない債務は、その債務が発生すると同時に履行期となり、債権者はいつでも履行の請求ができるが、債務者の履行遅滞となるためには、債権者の催告を必要とするからである<sup>11)</sup>。保険事故が発生しても、それについて保険金請求権者が保険金を請求するかどうかは自由に判断できるという面からは、期限の定めのない債務と解するほうが適当であろう。ただ、保険金請求権の消滅時効の進行という面では、保険事故が発生すれば、当事者の知不知を問わず、保険金請求権者がその請求をなしうる時点から時効期間が進行すると解すべきことになろう<sup>12)</sup>。保険事故が発生すれば、保険金請求権を有する者は、具体的に権利行使が可能になるからである（民166条1項）。したがって、保険金支払債務の一般的性質としては、期限の定めのない債務と解するほうがより実態に沿うように思われる。

(c) 約款規定を含めた解釈

現実の約款規定によっても、実際に保険金を請求しうるのは、不確実ないし不確定な保険事故の発生の時期によることに変わりはなく、その発生によって履行期が到来したとしても、直ちに保険金債務が履行されるのではなく、請求があって初めて履行されるべき性質を持つ点を強調すれば、やはり期限の定めのない債務と解すべきであろう。

もっとも、債務の履行期は、契約当事者の合意によって定めるのが通常であり、実際、保険約款では、通常、上述の通り、保険金請求者側の保険事故発生通知と請求手続に応じて支払う旨の保険金支払時期の定めが置かれている。したがって、約款の定めを考えない保険金支払債務の理論上の履行期および履行遅滞になる時期の検討は、この債務の性質から見て、その約定内容が不当か否かの判断基準を見出す点に有益な面があるが、不

当てないと解される限りは 消滅時効の起算点の問題を別にすれば , 実際には, それ自体にそれほど大きな意味があるわけではなく, 履行期については約定の定めに基づいてその債務の性質を考えるべきことになる<sup>13)</sup>。そうであるとすれば, 保険事故発生後に保険者にそれを通知し, 請求手続を踏んで, 保険金支払時期が到来するのであるから, 保険金支払債務は, 履行の請求をしたときに, 履行期が到来するという期限の定めのない債務の性質が見い出されるというべきであろう。

## (2) 履行時の事実確認・調査の位置づけ

さらに, ここで強調されるべきは, 保険事故という不確定または不確定の出来事の発生に保険金支払債務の具体的な発生およびその履行期が関わるため, その債務の履行期については, 通常, 保険金請求者側の通知・請求に基づき, 保険者側の保険事故に関する事実の確認が重要な要件になるということである。すなわち, 保険事故が発生したといっても, それが保険金の支払対象になる出来事であることが確認されなければ, 保険者は保険金を支払いようがない。観念的には, 保険事故の発生によって具体的な保険金請求権が生ずるといっても, その債務の履行は, その事故が保険事故であり, 損害保険であればいくらの損害が発生したのか, 生命保険であれば被保険者本人がいかなる原因で死亡したのかなどの事実の確認ができる証拠が必要である。それゆえ, 保険事故の発生から保険金の支払までの間には, 必要な事実の確認・調査の期間が当然に要求されると考えられる。それなくして, 保険者が保険金を支払うことは, 債務の履行に必要な注意を払ったことにならないであろうし, 誤った支払をする危険が大きく, 保険者はもちろん, 契約関係者の正当な利益を守れなくするおそれがある。したがって, 理論上も, 保険契約に基づく保険金支払債務の履行期が到来するには, 本来, かかる事実確認・調査に必要な期間が含まれるものと解すべきであろう。

ところが, 保険金支払債務を期限の定めのない債務と解した場合, 民法

412条3項によると、債務履行の請求があれば直ちに履行期が到来し、債務者である保険者は履行遅滞の責任を負うことになる点が問題になる。事実確認・調査に適切・合理的な期間の猶予もないからである。約定にこの期間の定めがなければ、保険金請求権者の請求により直ちに保険金支払債務の履行期が到来すると解されるが、通常、保険者は約款で一定の期間を確保している。この点は、上記判例も合理的な定めであるとして、その有効性が確認されている。問題は、その一定期間内に事実確認・調査が終了されなかったとき、とりわけ疑問を残し、なお調査すれば、結論が十分に変動するというときに、さらに必要な期間を延長して、保険者が履行遅滞にならずに調査を行えるかという点である。上記判例は、保険契約者側の利益をより重視して、これを否定した。しかし、保険事故という不確実ないし不確定な出来事の成就にかかる具体的な保険金支払債務の発生は、その履行の前提要件として当然に保険事故発生の実事確認ができることを予定している。これが時間を延長すればなお可能であるときに、履行遅滞の責任を負う形で、保険者に事実確認や調査が終了できないこと 換言すれば、支払が遅延すること の不利益を負わせることが妥当であろうか。保険金支払債務の性質および債務履行に当たっての必要な注意を保険者が尽くし、関係者の利益の衡平を期すという見地から、この点を検討する必要があるのではないかというのが本稿の立場である。

同じ問題について相当数の判例を蓄積し、学説の展開も見られるドイツ法を、ここでは簡単ではあるが、紹介し、わが国の解釈論への参考としたい。

### 3. ドイツ法

#### (1) 保険金支払時期に関する保険契約法の規定

ドイツ保険契約法は、日本の民法や商法とは異なり、その11条が保険金支払債務の履行期について「保険者の金銭給付の履行期」という表題の下



に次のように規定している。

- 「(1) 保険者の金銭給付は、保険事故および保険者の給付の範囲の確定のために必要な調査の終了をもって履行期となる。
- (2) この調査が保険事故の通知後1箇月を経過するまでに終了していないときは、保険契約者は、全額の請求権を考慮して、保険者がその事情に応じて最低限支払わなければならない金額の限度において一部支払を請求することができる。
- (3) この期間の進行が延期されるのは、保険契約者の責めに帰すべき事由によってその調査の完了が妨げられる場合である。
- (4) 保険者が遅延利息を支払う義務から免れる約定は、無効である。」

## (2) 保険契約法11条と必要な調査

### (a) 総 説

11条は、保険者に、保険事故発生後、その保険金支払債務（以下では、ドイツ法上の議論を紹介するにあたって「保険金支払義務」ということもあるが、同じ意味で用いている）に関する調査を可能にするため、その履行期の延期を認めるものである。ドイツ民法271条によれば、債権者は、疑いがあっても、期限の定めのない債権についてその発生後、直ちに請求することができ、債務者はこれを直ちに履行することになるが、保険契約法11条はこれを保険者の有利に変更しているといわれる<sup>14)</sup>。債権が履行期になって、債務者が給付をしていないときに、それだけで債務者が履行遅滞になるわけではなく、帰責事由を含むその他の要件が備わる必要がある。ここでは、まず、とくに「必要な調査の終了」が履行期を到来させる要件として重要である。

### (b) 必要な調査

必要な調査とは、平均的な注意深さのある当該保険分野の保険者が、保険事故、給付義務および自己の提供すべき給付の範囲・相手を判断し最終

的に確認するために、必要とするものであり、証拠資料の収集後の熟慮期間も含まれる<sup>15)</sup>。この熟慮期間は、通常およそ2週間と考えられている<sup>16)</sup>。後述のように、判例も同様の見解である。保険者が調査を開始するのは、保険契約者側が保険事故の通知をしてからであり、この債権は原則としてその通知なしに履行期にはならず、保険契約者が必要な証拠・書類を提出し、保険者がそれを利用できる状態にならない限り、履行期にならないとされる<sup>17)</sup>。

不必要な調査が履行期の到来を遅らせないことは当然であるが、いかなる調査が必要とされるかは、不当な請求に対する保険者の保護の要請と迅速な保険金支払への保険金請求権者の利益との正当な衡量によって判断されるべきであるといわれる<sup>18)</sup>。保険者は、必要な調査のため、専門家の助力を得ることができるが、その損害確定の審査が長引くと保険契約者側に損害の拡大が生ずる場合や保険金支払の遅延が保険契約者側の経済生活を脅かすことにもなりうる。このため、鑑定人を含め専門家の事実確認作業も、早急に行われる必要がある<sup>19)</sup>。

### (c) 約款規定

異なる定めを置くことは可能であるが、各保険分野においてドイツの保険者団体が作成した模範約款では、保険金支払時期について若干の例を見ると、次のように定められている。

旧火災保険普通保険約款（下記 以前）

#### 17条〔損害填補の支払〕

「(1) 損害填補は、その完全な確認後2週間で履行期となるが、損害の通知後、1箇月で、一部支払として、事情に応じて最低限支払われるべきである金額は請求することができる。その損害填補は、損害の通知後1箇月を経過すれば、為替相場において給付されるべき中央銀行の割引率の1%下であって、年率6%以下でかつ4%以上の利息が付される。上記の期間の進行は、保険契約者の帰責事由によって損害填補の調査または支払ができない限りは、停止する。損

害填補請求権が物の再調達の場合に初めて発生するときは、最低利率は、損害填補の完全な確定時より前には3%に下げられない。利息は、損害填補金自体が履行期になったときに、初めて履行期となる。

(2) 保険者は、次のように、支払を延期する権利を有する。

a) 保険契約者の支払受領権限に疑いがあるときは、必要な証拠の提出があるまで。

b) 保険契約者に対して損害の原因について警察または刑事裁判上の調査が開始されているときは、この調査の終了まで。」以下略。

現行火災保険普通保険約款 (AFB 87/Fassung 1994)

本稿の関心から見た場合、上記旧17条2項の支払延期ができる事由が重要であるが、次のように改訂されている。

「保険者は、次のように、支払を延期することができる。

a) 保険契約者の受領権限に疑いがある場合。

b) 保険契約者またはその代表者に対して保険事故の原因について当局または刑事裁判上の手続が、損害填補請求権にとっても法的に重要である理由から開始されたときは、この手続の確定力のある結論が出るまで。」

生命保険模範約款 (養老保険 Kapitalbildende Lebensversicherung)

10条〔保険給付の履行期に注意すべきことは何か〕

「(1) 当社は、保険契約に基づく給付を保険証券と引換えに行います。加えて、当社は、最後の保険料支払の証明を要求することができます。

(2) 被保険者の死亡は、当社に遅滞なく通知することを要します。1項所定の必要書類のほかに、当社に次のものを提出することを要します。

官庁の、年齢および出生地を含む死亡証明書

死亡原因ならびに被保険者の死亡に到った疾病の開始および経過

に関する詳細な医師のまたは官庁の証明書

- (3) 当社は、当社の給付義務を明確にするために、必要なその他の証拠を請求し、必要な調査を自ら行うことができます。  
（保険者は、上記の要件を放棄することができる。）
- (4) その証拠に関する費用は、保険給付を請求するものが負担します。」

同様の規定が、定期死亡保険の模範約款11条にも見られる。

(d) 警察の捜査と履行期の関係

以上のような約款規定ならびに前述の保険契約法11条を前提にして、ドイツでは、警察や検察による捜査・取調べ・調査が行われているときは、その調査の結果が何らかの形で保険者の保険金支払義務に影響を及ぼする限り、保険者は、保険金支払義務の履行期を延期することができる<sup>20)</sup>と解されている。「必要な調査」には、保険者自身が行うものだけでなく、当局の調査で、保険者に当該情報が提供されるものも含まれる。当局の調査で明らかになる事項は、保険者が自身の努力でも得られるかもしれないが、過度に多額の費用を要するときに、これを保険者に要求することはできない。したがって、当局の捜査記録等が閲覧できるまでは履行期ではなく<sup>21)</sup>、とくに保険者の給付義務にとって重要な事実の確定が期待できるときは、履行期は到来していないと解される<sup>22)</sup>。保険者が刑事訴訟手続の終了を待つことができるか否かは争いがあるが、学説は肯定する見解が多数説である<sup>23)</sup>。できる限り迅速に保険給付を得るといふ保険契約者側の利益は、終了していない手続の途中で、なお変わりうる前提的な認識に基づいて保険者に支払をさせることを正当化しないからである<sup>24)</sup>。

保険契約法11条2項は、損害保険に適用される規定であり、これにより一部支払が行われるのも、保険金請求権の原因に争いがない範囲であって、保険金が支払われるべき原因と範囲について確認ができた部分についてである。これが確認できない場合には、一部支払であっても行われず、保険者が履行遅滞になることはない<sup>25)</sup>と解されている。

警察の捜査が中止された場合は、保険者がその中止ないし捜査結果を知った時から、一定の熟慮期間をおいて、保険金給付の履行期が到来すると解されている<sup>26)</sup>。保険者には、その調査活動によって、捜査中止の理由が自己の調査に影響を与えるのかどうか、その中止に反してなお調査を行うべきかどうかを判断する余地を認められる必要があるからである<sup>27)</sup>。その中止は暫定的でもよく、未遂にすぎないとする第 1 審判決でもよいとされる<sup>28)</sup>。もちろん、この判断も遅れてはならず、原則として最長 2 週間であるとされる<sup>29)</sup>。

保険者が一旦その調査を終えたが、後に当局の捜査が開始または再開された場合、その履行期はやや複雑である。この場合、当初から履行期が到来していなかったと解する見解もあるが、多数説は、保険者が必要な調査を終了した時点で、まず履行期が到来し、さらに別の調査が必要になることを解除条件とすると解すべきであるという<sup>30)</sup>。

以上の解釈について、連邦通常裁判所（ドイツの最上級審裁判所）の生命保険と火災保険に関する 2 判決によって確認しておきたい。

〔 1 〕 連邦通常裁判所1974年 2 月 1 日判決（ ZR 2/72, Saarbrücken ）

Versicherungsrecht 1974, 639

**【事案】**

被告・生命保険会社は、1961年12月29日に、建築業者 S（1966年12月31日に死亡）と50万マルクの生命保険契約を締結した。S は、原告・X 銀行と継続的な取引関係にあり、1962年 4 月 7 日の譲渡の意思表示によって、この取引関係に基づくすべての債権の担保のために、原告にその生命保険契約に基づく権利を移転した。1966年秋に、S の財産について破産手続が開始された。S の死亡後、原告は被告に対し生命保険契約に基づく権利を行使したが、被告は、長い審査の後に、調査の結果によれば、S は自殺したと抗弁し、保険金額の大部分について免責されるという。自殺の場合にも支払われるべき保険金額の部分として106,501.19

マルクを被告は原告に支払った。原告は、その後、被告に対して、5万マルクの一部金の支払を訴求した。地方裁判所は1968年12月23日の判決によってこの訴えを認容した。裁判所は、原告の主たる請求金額とともに、1967年4月1日から4%の遅延利息を認め、同判決は確定した。被告は、その後、原告に未払いであった保険金額全額380,318.89マルクを支払い、さらに、この全金額を考慮して1967年4月1日から1969年3月5日までの期間について4%の利息を付して29,369.08マルクを支払った。

本件訴訟においては、原告は、さらに被告に32,785.52マルクの利益不足額の賠償を請求した。原告は、1967年4月1日から1969年3月5日までの期間に自己の営業においては、被告が不当に支払わなかった金額の7.5%に相当する利益を失ったことをもって、本請求を根拠付けた。原告は、不当に支払われなかった金額がその問題の期間に利益を得るために自由に使用されていたならば、このような利潤を得たであろうという。さらに、原告は、訴訟代理人が本訴訟前に被告に当時未払いであった残額380,318.89マルクの支払を請求した催告状について1,492.50マルクの弁護士費用の賠償を請求した。

別に、原告は、2,150.10マルクを自己の訴訟代理人に支払うべき和解費用の賠償として請求した。5万マルクの一部金に本件訴訟を制限する合意において、それは一部請求の申立前に行われたが、原告の見解によれば、和解であった。訴訟代理人の協力によって、この合意の締結に際して、相応の弁護士費用が発生したという。

最後に、原告は、1000マルクについて訴訟前に提出された医師の診断書の費用の賠償を請求した。原告の意見では、この費用は被告によって補填されるべき遅延損害と見るべきであるという。

原告は、37,428.12マルクのうち、32,785.82マルクについては1969年3月10日から、3,642.60マルクについては1969年3月27日から、ならびに1000マルクについては1967年11月21日から7.5%の利息を付して支払

うべき旨を被告に命ずる判決を求めた。

被告は、本訴の棄却を求め、反訴の形で、原告に対して20,553.20マルクおよび1969年8月13日から4%の利息を付した支払を認容する判決を求めた。被告の見解は次のようである。被告は保険金額の支払について遅滞には陥らなかった。自殺を示唆する重大な嫌疑要因の観点から、給付延期を主張すること要しない。むしろ被告は訴訟に委ねればよかったのである。被告は、確かに本訴訟前に5万マルクの一部金を考慮して4%の遅延利息を支払うことを命ずる判決を受けた。しかし、これを超えて、被告は、誤って提訴されていなかった金額についても4%の利息を支払った。この支払については、被告は、遅滞はなく、義務を負っていなかった。したがって、被告は、20,553.20マルクの返還を請求できるといふ。

地方裁判所は、被告に1,492.50マルク(催告状の費用)ならびに1969年3月27日から4%の利息を付して支払うべき旨の判決を言い渡した。その他の点については、同裁判所は、本訴および反訴を棄却した。高等裁判所は、原告の控訴を棄却した。被告の付帯控訴に基づき、高等裁判所は、催告費用およびその利息の請求を認めなかったが、反訴としての被告のその他の控訴は棄却した。原告の上告および被告の付帯上告は成功しなかった。

【判旨】 上告棄却。

「保険契約法11条1項によれば、保険者の金銭給付は保険事故およびその給付範囲の確定のために必要な調査の終了をもって履行期となる。これに属するのは、この分野の平均的な注意深さを有する保険者が損害事故の最終的な判断をするために要する資料の入手である。」(中略)

「控訴審裁判所は、その限りでは、検察の捜査手続の終結に正当に重要な意味を認めている。保険者は、すなわち、損害処理に当たって、刑事手続が保険契約者に向けられていなくとも、その手続の結果を待つてよい(Prölss-Martin aaO (VVG 19. Aufl. = 筆者注) § 11 Anm. 6 B; Bruck-

Möller, VVG 8. Aufl. § 11 Rdn. 24)。保険者は、したがって、自己の調査の終了をその限りでは遅らせることができる。この捜査手続は、1967年4月17日の判断によって中止された。被告には報告はされなかった。保険契約法11条においては、その手続の中止の時点が決定的ではなく、保険者がその中止および捜査結果の認識を得る時点が重要である。本件では、その捜査記録は1967年4月27日までは検察庁の事務手続中（当局指揮官への提出）であった。争いが無いのは、被告が1967年4月27日になってその記録を閲覧できたことである。その時点になって初めて被告は、その手続中止から自己の調査のための結論を引き出すことができた。その審査に必要な資料の提示後、保険者にはなお熟慮期間が認められるべきである（原則として2、3週間。Vgl. Prölss-Martin aaO § 11 Anm. 3）。これは、本件では、原則事例よりも短く測定される。被告は、すでに重要な記録内容を知っていた。被告は、1967年2月28日には記録閲覧をしていたし、社内通信文から明らかのように（1967年3月31日の書状）、後にその記録に記載された鑑定は、被告自身に1967年4月初めに提示があった。このような事情の下では、被告が、1967年5月15日までの期間設定をした支払督促を含む1967年5月9日の原告の書状を受領したときに、その熟慮期間はいずれにしても過ぎていた。この時点では、被告の給付は履行期にあった。被告は、後に拒否する判断を支持するすべての事実資料を持っており、評価をする十分な時間があった。したがって、必要な調査は終わっていたと見るべきである。1967年5月9日の書状がその明白な文言によって履行期の到来後の支払督促を記載しており、解釈の余地がないから、上告審裁判所は、これを民法284条により遅滞を根拠付ける催告と評価することができる。

控訴審裁判所は、被告が訴訟前の確定力ある結論を待ってもよく、したがって、給付延期を主張する必要はない（民法285条）という抗弁を被告に認めなかったのは、正当である。確かに、保険者は、多くの疑問要因に出遭い、事実の調査によって、保険事故の存在に対する重大な疑



いを生じうることを明らかにしているときは、有責的支払延期の非難にさらされることなく、支払拒絶をして、訴訟に委ねることができる(BGH LM VVG § 11 Nr. 1 = VersR 54, 388 [389])。しかし、この可能性は、保険者にとって、本件事実が自己の立場(給付免責)を客観的な判断にあって支持し得ないことが十分に明らかであるときには、なくなる。

しかし、控訴審判決の認定によれば、その場合に当たる。被告もその内容と客観性を否定しない自然科学的鑑定によれば、自殺の存在に重大な疑念があった。被告は、判例によれば(BGH VersR 65, 797; 67, 269)自殺の証明には一応の証明は認められておらず、したがって、被告は自殺の存在について完全な立証が必要であることを知っていたはずである。Bruck-Möller(aaO § 11 Rdn. 24)が、遅滞の問題にはすべての事実の必要な評価に際してその証明可能性が考慮されるべきであることを指摘しているが、正当である。保険者が証明責任を負う範囲では、保険者は、免責のためには、自己が証明できる事実のみを援用できるとされる。自殺の存在について残っている疑問を、保険者は、本件では、自殺の説得的な兆候が明らかになる、死亡者の生活圏にいる証人とくにその家族の証言によって取り除くことしかできなかった。

すべての当時知られた事情の評価の際に、被告は、1967年5月には、ある程度確実に、かかる証拠を持ち出せることを計算に入れることができた。外に現れた生活事実 財産状態の悪化、破産、著しい経済困難、疾病、意気消沈 は、なるほど、認定された死亡態様 睡眠薬の飲みすぎによる死亡 との関係で自殺の一定の蓋然性を根拠付けるが、事故の可能性もなくなる。直接に死亡に至った出来事については、証人がいない。最後の日に死亡者と過ごした家族が自殺意図の何らかの兆候を気づくことができたとは思われない。家族は、わずかでも自殺を考えていたとしたら、実際に起こったように 夫や父をおそらくは大晦日の夜に1人にさせなかったであろう。

被告の知っていた事実の客観的評価に際し、被告は、したがって、自

己に課された自殺の立証を行うことができないことを計算に入れなければならなかった。被告は、この可能性をむしろ明らかであると見なければならなかった。控訴審裁判所は、被告が給付延期を主張すべきであることを前提にしているが、正当である。これによれば、被告は、1967年5月16日から遅滞になっている。」

〔 2 〕 連邦通常裁判所1991年1月9日判決（ ZR 97/89, Frankfurt/M ）  
Versicherungsrecht 1991, 331

【事案】

原告は、S地における自己の工場について被告（保険会社）と AFB（火災保険普通保険約款＝筆者注）によって火災保険を締結していた。1972年6月6日から7日の夜にその建物が放火によってほぼ全焼した。原告は、放火の嫌疑により捜査手続の対象になった。しかし、この手続は1973年9月12日の検察の判断によって中止された。

1973年5月23日/25日において、被告は、原告の以前の主要取引銀行であるX銀行との約定で、同行のために、火災損害を受けた不動産に80万マルクの信用を供与する土地債務（被担保債権とは独立して存在するドイツ独特の物権＝筆者注）を設定し、保険填補として60万マルクの一部支払を同行にすることとした。しかし、これは、X銀行が同時に、被告が法的拘束力のある判決または仮執行判決によって第三者に損害填補金を支払う義務を負うときおよびその範囲では、この金銭をいつでも被告の請求に基づき被告に返還するという留保付で行われた。60万マルクの金額は、被告によって1973年6月6日にX銀行に支払われた。

1973年10月17日、被告の損害処理代理人が、建物、営業施設および在庫品の火災損害として総額922,066マルクと算定した損害査定報告書を提出した。

1973年10月22日の付加的約定に基づき、被告は、X銀行に1973年11月6日にさらに322,066マルク、ならびに継続保険料164.60マルクを控除

した1973年10月30日までの利息41,770.89マルクを支払った。1973年10月18日の書状によって、被告は、この間、原告が保険事故を故意に招致したことを理由として、原告に対する保険保護を拒絶した。

原告の保険金請求は、第1審の地方裁判所によって棄却された。原告の控訴を高等裁判所は却下した。当裁判所は、この判決を破棄し、事件を控訴審裁判所に差し戻した(1980年10月23日判決 a ZR 12/80)。同裁判所は、今度は、その保険金請求を一部認容し、その他の点では原告の控訴を改めて棄却した。この判決に対して被告によって行われた付帯上告は、原告の上告の不承認によって終わった。

原告は、今度は、被告が火災損害の支払について遅滞していたという見解を主張した。それゆえ、原告は、本件訴訟において830,245.74マルクの損害賠償を請求したが、詳言すれば、第一に自己への支払について、補助的に、譲受人および質権者への支払について請求した。さらに、原告は、なお存在する信用関係に基づくX銀行のすべての債権からの免責を求めた。

地方裁判所はこの訴えを棄却した。原告の控訴は成功しなかった。

原告の上告によって、破棄差戻しとなった。

#### 【判旨】

「 . . . . . 抵当権および土地債務が火災保険金額にも及ぶというのは正当である(民法1127条, 1192条)。そのことから生ずる法的効果については、民法1128条3項が同法1281条, 1282条を指示している。これによって、保険者は、担保権を執行しうる時期前に保険契約者および抵当債権者に合せて給付することができる。担保権を執行しうる時期の到来後は、抵当債権者が保険金額の取立をする権利を有する。保険者は、抵当債権者にのみ支払いをすることができる。本件においてX銀行への支払いの時期について担保権を執行しうる時期が到来していたかどうかは、不確かでもある。しかし、このことは決定的ではない。担保権を執行しうる時期の到来後、不動産担保債権者は、確かに保険金請求権の取立権

を得るが、その債権の保有者は、依然として保険契約者であることに争いはない（vgl. etwa Jauerling, BGB 5. Aufl. § 1282 Anm. 2; Damrau in Münch. Komm. Zum BGB 2. Aufl. § 1282 Rdn. 8）。したがって、保険契約者は、担保権を実行しうる時期の到来後は、給付を請求できるが、自分自身への給付ではなく、不動産担保債権者への給付を請求することができる（Kregel in BGB-RGRK 12. Aufl. § 1282 Rdn. 7; Erman/Küchenhoff, BGB 8. Aufl. § 1282 Rdn. 6; RGZ 77, 141 [145]）。このことから、保険者は、保険契約者に対して、抵当債権者に給付しないことによっても履行遅滞に陥りうるということが明らかになる。給付がないことと同視されるのは、適時に支払わない場合または留保付の支払の場合である（民法362条；BGHZ 86, 267 [269], vgl. weiter unten ）。」

.1 .(略)

「2. AFB17条2項bの規定は、刑事法の捜査手続の結果が保険者にVVG（保険契約法＝筆者注）61条（AFB16条）（保険契約者の保険事故招致による保険者免責の規定＝筆者注）によるまたはその他の法的根拠からする給付拒絶の理由を与えうる考え方に明らかに基づいている。同規定は、したがって、その結果が何らかの形で保険者の支払義務に影響を及ぼしうる手続が問題となっているときにのみ適用されうる（vgl. Wussow, Feuerversicherung 2. Aufl. § 17 Anm. 9）。本件では、検察庁の捜査は、被告にとって、その火災が原告自身によって、自身の動機に基づき、合意または予め承知しながら、引き起こされたことが、明らかになりうる限りで意味があった。しかし、被告が民法1192条、1127条、1128条、1228条によってX銀行に支払をすべきであったかどうか、その額いかんの問題の判断にとって、これは、重要ではなかった。銀行に対しては、被告は、VVG102条（保険金請求権を担保権の対象としている債務者に対しては、保険者免責事由を対抗できないとする規定＝筆者注）により給付免責を主張できなかったからである。銀行の土地債務が損害填補請求権に及び限り、捜査手続の結論は損害填補義務に影響しな

かった。したがって、その捜査手続によって、被告は、控訴審裁判所の計算によれば、おそらく34,223マルクの余分な金額を支払わないで済ますことができた。……(中略)……

3. X銀行のものではない34,223マルクの一部金の遅延損害に関しても、控訴審裁判所の説示は、上告法上の再審査に耐えない。確かに、控訴審裁判所は、1973年9月12日に捜査手続が中止されたことを認定しているが、その捜査が原告に向けられたのはいつからかに関して何も述べていない。被告 　たとえば、当時の規定では、AFB17条1項1文により  
　　が、捜査手続がまだ原告に向けられていなかった時点において支払義務を負っていたときは、被告は、その当時の不支払を後に原告に対して始められた捜査をもって正当化することはできない。

なるほど、通常は、火災によって刑事警察が活動するが、AFB17条2項bによれば、支払延期を正当化するためには、何らかの捜査手続が係属していることだけでは足りない。さらに、上記 2の説示によれば、保険契約者(またはその代表者、代理人または観念通知代理人; vgl. Wussow aaO)に向けられる手続が問題になっていることを要する。したがって、捜査機関において一度原告に向けた疑いが生じ、その疑いのために捜査されたときに、問題になる。この時点で事実申し立てがなければ、それは、主張立証責任を負う当事者としての被告の負担となる。

4. 被告は、填補請求訴訟の確定力ある結論が出るまでは、そもそも給付義務を負っていないという。両原審は、この見解を認容した。地方裁判所は、保険者は、自己の国民経済的地位を考慮し、かつ相互団体においてはとくに構成員をも考慮して、万一の場合に訴訟に任せてしまうことによって、その支払義務に理由のある疑問および VVG34条により保険者に認められる解明権に適切に対応していないならば、責任を自覚した行為とはいえないであろうという。したがって、保険者は、このような特殊性のゆえに、他の債務者よりいわば遅滞に陥ることは少ないとされる。控訴審裁判所は、このような説明に従っている。

これが正当であるとしても、これによって、X銀行への支払の延期は正当化できないであろう。というのは、填補請求訴訟において重要な意味があった時点（放火、危険増加）では、X銀行に対する支払義務は影響を受け得なかったからである。その説明は、他の点でも、適切ではない。その構成員に対して相互保険団体に課される何らかの義務を指摘することは、別の問題である。被告は、相互団体ではない。保険会社は、利益の獲得を目標とする経済的な企業である。それが他の商事会社に対して特権を有する何らかの理由はない（BGH vom 27. 9. 1989 a ZR 156/88 VersR 90, 153）。

1. 被告の主張によれば、被告が検察の捜査手続の中止によっても、填補請求訴訟において故意の保険事故招致の抗弁に成功するであろうことを信じていたときは、帰責事由にはならないという。すべての疑いが「被告人」の有利に判断される原則は、民事訴訟には認められないという。

土地債務債権者に対しては、上述（2および4）のような考え方は、VVG102条によっていづれにしても重要ではない。34,223マルクの余分な金額に関する限りは、保険法が填補請求権の存在がかかる事実の証明責任を、一部は保険契約者に、一部は保険者に課していることは正しい。

しかし、有責的保険事故招致の抗弁については、民事訴訟においても保険者に証明責任がある。被告は、裁判所に完全に確信を得させるために、原告がたとえば第三者ではなく放火したことを立証しなければならず、その結果、填補請求訴訟において敗訴する可能性を計算に入れなければならない（Senat vom 20.11.1990 ZR 100/89）。

2. 填補請求訴訟において地裁も、最初は高裁も、原告による故意の保険事故招致を肯定したという事実は、被告の負担を軽減しない。これらの判決は、当部の上告審判決が示したように、明らかに法的過誤に影響されていた。そのときは、被告は債務者として遅滞の効果を免れられなかった（Senat vom 27.9.1989 a ZR 156/88 VersR 90, 153）。

(e) 不必要な調査と支払拒絶

当然のことながら、履行期によって、保険者は、合目的で有益な調査を適切な期間内に行うよう圧力をかけられており、保険者が不必要な調査を行い、また理由なく調査を遅らせるときは、その調査が適切に行われていたならば終了していたであろう時点で履行期が到来すると解される<sup>31)</sup>。

保険者が、保険金の支払を最終的に拒絶したときは、保険事故に関する確認を終えたことを意味するので、履行期が到来する。不当に保険給付が拒絶されるときは、保険金請求者側に支払拒絶の書面が到達することによって履行期が到来する<sup>32)</sup>。保険者が錯誤によって支払義務を負わないと判断した場合、その錯誤に帰責事由がなければ遅滞の効果を免れる可能性がある。一般に、帰責事由がない法律の錯誤とは、自己の見解を注意深い調査と事実即した助言によって形成したことでは足りず、債務者が事実および法的状況の注意深い調査によって訴訟における敗訴を見込まないでよいときでなければならない。見通しのきかない事情における事実および法的状況の誤った評価は、遅滞の責任を例外的にしか免れさせないといわれる。たとえば、判例またはそれに相当するものの予期せぬ変更があった場合が例外と考えられる。したがって、判例においては、ほとんどの事案では、保険者が敗訴するときは、遅滞に陥っていたと見るべきことになるとされる<sup>33)</sup>。

なお、保険者が、後に免責事由に該当することなどが発覚し、保険金として支払ったものの返還請求権を確保するために、留保付でまたは法的義務を承認せずに、保険金額を支払うことがある。これは、民法814条の非債弁済ないし異議を唱えるべき事由を知りながらの弁済などとして給付したものの返還請求権がないとされることを回避する趣旨である。この形の保険金支払債務の履行は、留保付であっても有効な履行であるとされる<sup>34)</sup>。保険契約者側には遅延損害が発生しないからである<sup>35)</sup>。

(f) ま と め

以上、ドイツ保険契約法の下では、11条1項が保険者の必要な調査の終

了をもって履行期となる旨を明定していること、ならびに各種保険約款の規定もこれに応じて、警察の捜査中などの場合には、その捜査の終了まで保険者が保険給付を延期できることを定めていることから、「必要な調査の終了」までは保険者が保険給付をしないときでも、直ちに履行遅滞の責任を問われることはない。これは、保険金支払債務の性質上、その履行に際して、当然に求められる保険事故や損害の事実確認・調査の問題をルールとして明確にしたものと理解できよう。ここでは、保険約款が必要な調査期間について、たとえば30日というような明確な期間限定をしていなくとも、保険契約者側の利益が不当に侵害されているとは考えられていない。したがって、保険金支払債務の性質上、その履行について保険事故や損害の事実確認・調査の期間は原則として予定されるべきものと解することができる。保険約款がそのことに配慮する規定をおいている場合には、それに従った取り扱いが妥当であり、問題の事実関係に疑問があり、相応の時間をかければ事実を確認する調査が可能である状態で、それをしないまま保険金支払の判断をすることは妥当でないという考え方が示されているものといえよう。

#### 4. 疑問のある事案の調査と迅速な保険金支払

わが国においても、通常の被保険者や保険金受取人の保険金請求に対し迅速に支払をなすことが、損害を受けた被保険者や保険金受取人の経済生活を保障するため、重要であることはいうまでもない。それゆえ、各種の保険約款では、保険金の請求手続から生命保険であれば原則として5日以内、損害保険であれば火災保険約款に代表されるように30日以内に支払う旨を定めているものと考えられる。

しかし、疑念のある事案について迅速な支払が行えない不都合をすべて保険者に負担させることは、上述のように、保険者側に負担させられる不利益が大きい上に、上記の保険金債務の性質やドイツ法の比較法的見地か



らも、妥当ではない。疑問があり、調査が可能である場合には、保険者が適正に調査し正しく保険金が支払われなければならない。このため、保険約款では、前述の通り、保険事故の発生に際し、告知義務違反の有無、保険者免責条項の該当性の有無やそもそも詐欺的請求ではないかどうかに関する事実の確認の要請から、保険金受取人等に調査協力の義務を課するのが通常である。たとえば、「事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで給付金または保険金等の支払金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。」という生命保険約款の規定がある。このような要請があることは、損害保険の場合でも同様である。

以上のような規定は、保険者が疑念を持ち、なお調査を要する問題があるときは、事実確認の調査が終了するまでは保険金支払を延期できるとするものであり、保険金支払債務について保険者の履行遅滞の責任の発生を猶予するものと解される。生命保険約款は、損害保険の約款とは異なり、不実の申告や虚偽の説明があったときに保険者免責（保険金請求権の喪失）という保険金請求者側に厳しい効果を生じさせるものではない。それゆえ、不正請求の疑いに対しては必要な調査による対処がより重要になると思われる。

## 5. 調査期間の問題

保険者の事実確認の調査にどれだけの期間を要するのが明確でない約款規定である場合、これにより調査期間をいくら長く取っても保険者が全く履行遅滞の責任を負わないと解することは、指摘されているように、保険金支払の遅延について保険金請求者側に一方的に不利益を課す結果になる可能性がある。このため、前記最判平成9・3・25民集51巻3号1565頁

が、火災保険約款の 保険金請求手続の日から30日以内に保険金を支払うことおよび これを超えて調査が必要なときはその終了後に支払う旨の規定について、 は、30日が調査に必要な通常の合理的期間であり遅滞の責任を負わない猶予期間として有効と認め、 は、保険金請求者側の利益を考慮し、保険契約者等の調査妨害など特段の事情がない限り、猶予期間の延長を認めず、実質的に効力を認めないことも理解できる面がある。

通例の生命保険約款は、保険金支払対象となる保険事故が損害保険のように複雑ではなく、人の生死という比較的単純な出来事であるため（とりわけ、被保険者の一定日時における生存を保険事故とするいわゆる満期保険金の支払いなどは、その生存という単純な事実の確認のみで足りるため）、特別の調査期間に関する定めをおくことなく、原則として保険金請求から5日以内に支払う旨を定め、迅速な支払を受けられるよう一般の保険金受取人の利益を重視している。しかし、生命保険でも告知義務違反や保険者免責事由の該当性などが疑われる場合や、その支払対象となる保険事故自体が単純な人の生死ではなく、急激かつ偶発的な外来の事故で、所定の分類提要による分類項目に該当するものというやや複雑な要件を満たす必要がある災害関係特約などは、相当の期間を使ったこれに関する審査が必要である。また、不正な保険金請求の疑いが客観的に認められ、警察が捜査中である場合には、保険者としては、まさに疑問をもって当然であり、適正な保険金支払の観点から、保険金の迅速な支払の要請は、後退せざるを得ないものと考えられる。

保険約款が通常の場合には迅速な支払を定め、保険契約者側の利益に相当に配慮していることを考慮すれば、先に検討したわが国の2判決が、その約款の解釈として、事故原因に客観的に疑問があったり、不正な保険金請求の疑いがある場合にまで保険者の迅速な保険金支払の要請を最優先にすべきであるというものであるとすれば、妥当ではないと考える。このような場合にまで保険者に遅滞の責任を問うことは、判例の意図を超えて、不適切な支払を促進するおそれを含む。

それゆえ、現行の生命保険約款の下で、保険者は、5日を超えても、必要な合理的調査期間は、その保険金支払が猶予されるもの（履行遅滞の責任を負わないもの）と解すべきである<sup>36)</sup>。必要な合理的調査期間であることの立証責任を負うのは、保険者にあると解すべきである。このことによつて、保険者の恣意的な調査期間の延長は防止できると考えられる。ちなみに、上記最高裁判決後も、生命保険に関しては、軽過失による告知義務違反で保険者が契約を解除できないとされた事件において、事実の調査に2ヶ月以上を要し、結局、訴状送達の日（保険金請求手続の日から約9ヶ月後）から遅延損害金の支払を認める判決例もある<sup>37)</sup>。実際、生命保険の実務では、約款所定の請求書類が保険会社の本社に到着した日の翌日から5日目が保険金支払債務の履行期限となり、これを徒過して保険金を支払う場合は履行遅滞になるとされ、ただ、免責事由や告知義務違反の有無等の事実関係の確認を要する場合には、それに必要な合理的日数分だけ保険金支払債務の履行期限が延びると理解され、運用されてきた<sup>38)</sup>。これは、合理的であり、契約当事者の利益に反するものではないと考えられる<sup>39)</sup>。

損害保険についても、通常、保険金請求手続から30日の期間経過後に履行遅滞になると解されている<sup>40)</sup>が、定額保険とは異なり、損害査定を要する事情を考慮すると、その30日の期間は通常の保険金支払の事務的作業に必要な時間であり、その作業の質は生命保険約款の定める5日間のもつ意味と大きく異なるものではないと考えられる。したがって、疑問のある保険事故については、「当社は、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。」という規定の適用があると解すべきである<sup>41)</sup>。必要な調査とは、上述のドイツ法の解釈と同様に考えてよいと思う。もっとも、以上のような解釈論では、保険者側に必要な調査期間の判断が全く委ねられる可能性があり、保険契約者側の保護がなお十分でないという立場に対しては、立法論として、特別な調査を要する場合には、たとえばその調査期間について120日を限度

とするという保険金支払時期の最大限の延期期間を明示する形の約款規定を設けることが考えられよう<sup>42)</sup>。これにより当事者間の法律関係は期間によって明確化される。保険者が利用可能な最大限の調査期間は、各保険者の実務経験から設定することができよう。このような約款規定によれば、保険者は、期限の来た段階で、支払いが否か最終的な態度決定を迫られるが、例外的場合を除けば、これで対応できるように思われる。また、ドイツの火災保険約款に見られるように、保険金の不正請求対策として警察・検察の捜査中ないし刑事裁判手続中は、その終了まで保険金の支払を延期できる旨の約款規定をおくことも考えられよう。保険金支払が延期される要件を特定して明確化し、当事者間の法律関係を明らかにできるので、これによって、通常の善意の保険契約者側が、不利益を被ることは少ないと考えられるからである。

- 1) 火災保険に関する事案では、岐阜地判昭和2・12・23新聞2830号12頁、岐阜地判昭和34・3・23下民集10巻3号528頁がある。
- 2) 本件判決に結論として賛成する見解は、保険契約者側の利益を重視すると同時に、保険者側の都合の良い対応を可能にする約款規定に否定的な態度を採っている。三村量一・本件解説・法曹時報51巻10号126-133頁（1999年）、肥塚肇雄「保険約款の支払猶予期間及び調査期間の意義」近代企業法の形成と展開・奥島先生還暦記念556-559頁（1999年）、笹本幸祐「保険金支払債務の履行期・遅滞責任発生時について」福岡大学法学論叢44巻3・4号26頁以下（2000年）、河上正二・判解「約款の解釈」民法の基本判例（第2版）23頁（有斐閣 1999年）は、安易な保険金支払による道德危険助長の懸念を指摘しながらも、保険契約者側の地位を不当に不安定にするため、本判決の結論に賛成している。後に保険者免責事由への該当が明らかになった場合は、不当利得による返還請求を考えてはどうかといわれる。もっとも、遠藤一治・本件判批・NBL655号55頁（1998年）は、本件判決の結論がやむをえないとしても、「いずれの責に帰することもできない場合、あるいは本件のように6カ月間も有力容疑者として取調べを受けているような場合は事実上保険金を支払うことは不可能であり、保険会社が一方的に責を負うことは、衡平という面からも疑問が残るところである。」といわれる。
- 3) 山本哲生・本件判批・法学教室207号101頁（1997年）、戸出正夫・本件判批・損害保険研究60巻3号208頁（1998年）。
- 4) 山本・前掲判批101頁。
- 5) 三村・前掲解説132頁。
- 6) 札幌地判平成3・11・28文研生命保険判例集第6巻444頁、高知地判平成6・5・30同第7巻367頁、福岡高判平成8・2・11同第8巻356頁。その他、判例集で公表されていない

判決として、大阪地判平成11・4・30、同地判平成11・9・28などがある。これらについては、西島梅治＝長谷川仁彦『生命保険契約法 続・最新実務判例集 改訂増補版』167-168頁(保険毎日新聞社 2001年)参照。

- 7) 甘利公人・本件判批・上智法学論集49巻1号217頁(2005年)もこの点を指摘する。
- 8) 詳しくは、倉澤康一郎「責任保険金債務の履行期」保険法学の諸問題・田辺康平先生還暦記念49-51頁(1980年)、石原全「保険金請求権の発生時期、金額および履行期」自動車保険の法律問題 金融・商事判例別冊3号51頁(経済法令研究会 1991年)、笹本・前掲論文18-20頁等。
- 9) それが履行されないまま放置されれば、保険契約者側が保険事故の発生を知らずにいるときでも、消滅時効は進行することになるう。
- 10) 金澤理「保険契約における時効」比較法学3巻1号117頁(1967年)、吉川吉衛「生命保険契約と保険金の支払(下)」ジュリスト744号135頁(1981年)、田辺康平「保険金債務の履行期、履行遅滞の生ずる時期および消滅時効期間の始期」損害保険研究56巻2号4頁(1994年)、山下友信・保険法533頁(2005年)等。なお、養老保険の満期保険金(生存給付)等については、一定年齢に到達する時が予め定まっているから、確定期限付債務と解する立場が有力であろう。
- 11) 於保不二雄・債権総論〔新版〕91頁(有斐閣 1972年)、奥田昌道・債権総論〔増補版〕132頁(悠々社 1992年)、奥田昌道編・新版注釈民法(10) 466頁〔奥田昌道・潮見佳男〕(有斐閣 2003年)。
- 12) 大森忠夫「保険金請求権の消滅時効期間の始期」大森忠夫＝三宅一夫・生命保険契約の諸問題179-181頁(有斐閣 1958年)参照。
- 13) 前記福岡高判平成16・7・13も「本件約款が『保険金の支払い時期』について規定している以上、この条項に従って控訴人が保険金の支払義務を負うものと解すべきことは明らかである。」という。
- 14) Honsell, Berliner Kommentar zum VVG, 1999, § 11 Rdn.1 [Gruber]; Römer-Langheid, VVG 2. Aufl., 2003, § 11 Rdn. 1 [Römer]。なお、本条は、勝訴の見込みをもって訴えを提起できる時期や履行遅滞による遅延損害の賠償請求ができる時期、時効の起算点の諸問題について重要な規定である。Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 3 [Römer]。
- 15) Honsell, aaO, § 11 Rdn. 8, 9 [Gruber]; Prölss-Martin, VVG 27. Aufl., 2004, § 11 Rdn. 3 [Prölss]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 5 [Römer]。
- 16) 後掲 BGH VersR 1974, 639; Honsell, aaO, § 11 Rdn. 9 [Gruber]。
- 17) Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 5 [Römer]。
- 18) Bruck-Möller, VVG 8. Aufl., 1961, § 11 Anm. 8。
- 19) OLG Hamm VersR 1994, 717。
- 20) 後掲 BGH VersR 1991, 331; Honsell, aaO, § 11 Rdn. 9 [Gruber]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 5 [Römer]; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 3a [Prölss]。
- 21) 後掲 BGH VersR 1974, 639; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 3a [Prölss]。
- 22) 後掲 BGH VersR 1991, 331。
- 23) 後掲 BGH VersR 1974, 639; Honsell, aaO, § 11 Rdn. 11 [Gruber]; Prölss-Martin, aaO, § 11

保険金支払債務の履行遅滞（竹瀝）

- Rdn. 3a, 20 [Prölss]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 7 [Römer].
- 24) Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 3a [Prölss].
  - 25) Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 3a, 8, 11 [Prölss]; Honsell, aaO, § 11 Rdn. 24 [Gruber] は、確定判例であるとして、BGH VersR 1986, 78 等を挙げている。
  - 26) 後掲 BGH VersR 1974, 639.
  - 27) Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 7 [Römer].
  - 28) Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 3a [Prölss].
  - 29) Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 7 [Römer].
  - 30) Honsell, aaO, § 11 Rdn. 13 [Gruber]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 8 [Römer]; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 4 [Prölss].
  - 31) Honsell, aaO, § 11 Rdn. 15 [Gruber]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 11 [Römer]; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 6 [Prölss].
  - 32) 確定判例であるが、最近では、BGH VersR 2000, 753; Honsell, aaO, § 11 Rdn. 5 [Gruber]; Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 12 [Römer]; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 1 [Prölss].
  - 33) 以上について、Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 26 [Römer]. Vgl. Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 18 [Prölss] は、これよりもやや広い範囲で保険者の帰責事由を認めないように見える。
  - 34) Römer-Langheid, aaO, § 11 Rdn. 25 [Römer]; Prölss-Martin, aaO, § 11 Rdn. 16 [Prölss].
  - 35) Honsell, aaO, § 11 Rdn. 30 [Gruber].
  - 36) 長谷川宅司・判批（札幌地判平成 3・11・28）・文研保険事例研究会レポート88号15頁（1993年）は、調査期間を支払猶予期間の延長と捉えるよりは、必要な調査期間は保険者が支払を拒絶できる権利を有すると構成すべきであるという。保険者が不必要に調査期間を長引かせているときは、保険金受取人側が調査協力をしたのに保険者が調査努力を怠っているなどという事情を根拠に信義則違反によって支払拒絶権の喪失を主張できるので、このほうが衡平ではないかといわれる。しかし、保険金受取人側の調査協力があればそれで直ちに支払拒絶権が行使できないとすると、保険金受取人等関係者に対する警察の捜査が継続の場合に、保険者がどのような対応をすべきことになるのか不明である。私見は、この場合には、特別な事情のない限り、保険者は保険金支払債務について履行遅滞の責任を負うべきではないと解するので、支払拒絶権という理論構成自体は十分に考慮に値すると思うが、なお問題が残るように思う。
  - 37) 広島高判平成 15・10・28（平成15年（ネ）第35号）LEX/DB 文献番号2809551.
  - 38) 生命保険新実務講座編集委員会 = (財)生命保険文化研究所編・生命保険新実務講座7法律83頁（有斐閣 1991年）、日本生命保険・生命保険研究会編著・生命保険の法務と実務347-348頁（きんざい 2004年）。
  - 39) 吉川吉衛「生命保険契約と保険金の支払（上）」ジュリスト740号136頁（1981年）は、当時の生命保険実務が一般に調査期間に必要な期間を20日と見ていたことを指摘し、調査期間は、保険制度の技術的構造が要請するものであるとして、保険金請求者側が保険金請求手続をしてから5日ないし7日の約款所定の支払期日が過ぎても、なお調査が必要な場合にはそれを延期できるという旨を述べている。

- 40) 田辺康平 = 坂口光男編著・注釈住宅火災保険普通保険約款240頁〔田辺康平 = 野村修也〕  
(中央経済社 1995年)。
- 41) 近藤民雄「判例研究 保険金債権の付遅滞及び消滅時効起算点」損害保険研究2巻3号  
280-281頁(1936年)。
- 42) 家庭用総合自動車保険普通保険約款では、次のような一般条項を設ける保険会社がある。  
「第21条(保険金の支払)

当会社は、被保険者が前条第2項の手續をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。

当会社の責に帰すことのできない事由により、前項の期間内に保険事故の事実確認、損害額の確定等保険金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は、前項の規定にかかわらず、当会社は、前項の被保険者に対して延長する理由及び期間を通知することによって、前項の期間を延長することができます。ただし、被保険者が前条第2項の手續をした日からその日を含めて120日を限度とします。」

(付記) 本稿の校正中に、前記福岡高判平成16・7・13の判例研究である宗実真・判批・保険事例研究会レポート203号1-13頁に接した。同氏もこの判決の理論には批判的である。